

本校の「学校いじめ防止基本方針」の抜粋を掲載いたします。詳細は、ホームページをご覧ください。

学校いじめ防止基本方針

栃木市立国府南小学校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 栃木市の基本理念

- 全ての児童生徒は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促します。
- 保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます。
- 市、学校、家庭、関係機関等の連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

3 本校のいじめ防止基本方針

この方針に基づき、全職員が、「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組むものとする。

— いじめについての基本的な認識 —

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいことが多いため、発見しにくい。
- いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、集団の問題という側面がある。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

《いじめに対する具体的対応》

(1) いじめの未然防止

- ① いじめに対する教職員の意識の高揚及び指導力の向上
- ② 人権教育の充実
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- ⑤ 分かりやすい授業の実施
- ⑥ 情報機器の適切な使い方の指導

(2) いじめの早期発見

- ① 教育相談の充実
- ② いじめ相談体制の確立

いじめ相談窓口（教頭）の設置と保護者への周知

- ③ 児童指導の充実

(3) いじめの早期解決に向けた対応 ……「いじめ発生時の対応の流れ」参照

- ① いじめ対策委員会による調査
- ② 保護者への対応
- ③ 児童への対応

(4) 地域や家庭・関係機関との連携

- ① 学校のホームページ、学校だより等を通じた、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ② 地域団体と連携を図った児童の見守り体制の整備
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等への対応
- ④ 学校における情報モラル教育の推進
- ⑤ いじめの解決に向けた保護者や教育委員会、関係機関、団体等との連携
- ⑥ 教育委員会への報告や栃木警察署への通報と適切な援助要請

(5) いじめの解消について

- ① いじめが「解消している」状態
 - ・いじめに係る行為が、少なくとも3か月は止んでいる状態が継続している。
 - ・いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ② いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保
- ③ いじめが解消に至るまでの対処プランの策定と確実な実行
- ④ いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえた日常的な観察の継続

(6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

- ① 取組実施状況の学校評価項目への位置付けと目標の達成状況の評価
- ② 学校におけるいじめの防止等のための取組の改善